

議案第6号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第6号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成19年2月1日

条例第6条

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ広域連合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、広域連合長が定める場合

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。